

2009年7月17日

「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について ～制度の見直しの方向性～」について。

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡 村 勲

本日、法務大臣は、「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について ～制度の見直しの方向性～」(「見直し」と略称)を発表された。

本年3月公表の中間取りまとめを更に進めたものだが、被害者の処罰感情は時の経過によって希釈されることはなく、犯罪後の事実状態よりも、犯人を処罰して社会秩序の回復を図ることを優先すべきだし、時の経過によって証拠が散逸し被告人の防御が困難になるとの主張に対しては、証拠の散逸は、挙証責任を負う検察官にとってもはるかに負担になるが、事案の真相を明らかにするためには訴追を断念すべきではない、と述べている。

これは私たちの多年の主張と同じであり、「見直し」がこの立場に立って凶悪・重大犯罪についての、時効の廃止、延長を打ち出したことは、評価するところである。また、これは、国民の意識をとらえたものである点も評価できる。

時効見直しの方向性については、3点が示されている。

① 殺人罪など重大な生命侵害犯について、その中で特に法定刑の重い罪の公訴時効を廃止し、それ以外の罪についても公訴時効期間を延長する方向で見直すのが相当であり、廃止・延長の対象犯罪の範囲、延長期間、廃止にともない捜査上起こる問題については更に検討を要する、としている。

生命侵害犯に対する時効廃止は当然であるが、生命侵害に至らなくても、筆紙に尽くし難い重篤な後遺障害を与えた凶悪犯罪についても、公訴時効を廃止すべきである。

② 刑の時効についても、公訴時効の見直しと整合性を図ることが相当であるとしているのは、賛成である。

③ 現に時効進行中の事件についても、見直し策を適用することは、憲法上問題ないと考えられるが、その当否を含めて更に検討を要する、としている。

公訴時効の廃止、期間延長は、加害者を事後立法で処罰するのではないから、憲法39条に当たらないことは、当然である。是非とも時効進行中の事件について、改正法が適用されることを強く望む次第である。

以上の3点について、早急に検討を終え、犯罪被害者が望む方向で法改正が行われることを、切望する。

以上